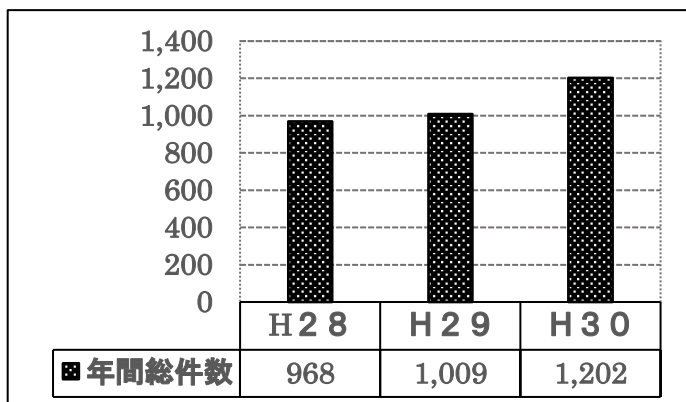




消費者トラブル注意報

【図】草津市相談件数



◎平成 30 年度の消費生活相談状況

草津市消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルの相談を受けています。

【図】は過去3年間の年間相談件数です。

平成 30 年度中に市のセンターで受けた相談件数は、1, 202件で、前年度（1, 009件）に比べ、19%増加しました。

◎相談内容で特に多かったのは・・・

ハガキやメールによる架空請求など	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上の女性を中心に、「訴訟最終告知のお知らせ」等と書いた「ハガキによる架空請求」の相談が続いています。 ・大手宅配業者や大手情報総合サイトをかたって、SMSを送りつけ、記載されたURLをクリックさせ、コンピュータウィルスに感染させたり、身に覚えのない請求が来てしまったという相談が出ています。
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット情報サービス ・定期購入 ・情報商材など 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品や化粧品等をお試しのつもりでスマートフォンで申し込んだら、定期購入だったという相談が多くあります。 ・「出会い系サイト」や「アダルトサイト登録料」、「情報商材」や「仮想通貨」など、これらをSNSで誘われて、クレジットカードなどでローンを組まされたりして、多額の借金や金銭を支払ってしまったという相談があります。

◎このような被害やトラブルにあわないように注意しておきたいことは・・・

- ・身に覚えのない請求に関するハガキやSMSが届いても、記載された連絡先やURLにあわせて電話またはクリックをしないようにしましょう。身に覚えのない請求は無視しましょう。
 - ・通信販売にはクーリングオフ制度がないので注意が必要です。インターネットから商品注文する場合は、定期購入が条件になっていないか、確認しましょう。最低何回購入しなくてはいけないかや、解約・返品条件など、広告表示の隅々まで十分確認しましょう。
- また、契約内容について、注文の最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなど記録を残しておきましょう。
- ・商品知識や契約ルールをしっかり理解しないまま、「情報商材」や「仮想通貨」の契約はしないようにしましょう。勧誘を受けても、断る勇気が必要です。

◎もし、被害やトラブルに巻き込まれたり、わからないことがあったら・・・

もし、身近な方が、被害やトラブルで悩んでいたら・・・

- ・ひとりで悩まずに、家族や地域の方、身の周りの人に相談してください。
- ・草津市消費生活センター（☎077-561-2353）または、消費者ホットライン（☎188）まで、お電話・ご相談ください。